

## 【資料 1】

### 男性の家事・育児参画意識醸成事業の実施に関する業務委託仕様書

この仕様書は、秋田県（以下「県」という。）が男性の家事・育児参画意識醸成事業として啓発イベントの実施等に関する業務を委託するに当たり、事業の目的と期待する効果を踏まえながら、民間ならではのアイデアやノウハウが活用され、実践的かつ効果的に委託業務が実施されるように必要な事項を定めるものです。

#### 第1 委託業務名

男性の家事・育児参画意識醸成事業の実施に関する業務委託

#### 第2 事業の目的

女性活躍の推進には男性の育児参画が不可欠であることから、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進め、併せて男性の家事・育児参画を促進するため、企業経営者等に対する理解促進、企業風土の改善を図ることを目的に、基調講演やパネルディスカッションなどの啓発イベントを開催する。

#### 第3 委託業務の内容

啓発イベントの開催

企業経営者や総務・人事担当者等を対象に、事業の目的と期待される効果が達成されるよう、次の項目に基づき企画提案により具体化して、研修会を開催すること。

(1) 開催時期

令和6年10月18日（金）午後（予定）

(2) 開催地

秋田市内ホテル等

(3) 参加者

企業経営者、総務・人事担当者等

(4) 参加人数（目標数）

会場：100名程度（オンライン配信を併用し、総数150名以上）

(5) 内容

①基調講演

男性従業員の育児参加を推進している企業経営者等による基調講演を実施し、講師は県との協議により決定すること。

なお、講演の実施に当たっては、オンラインによる配信とする場合もある。

②パネルディスカッション

企業経営者等及び人事・労務部門の担当者や実際に育休を取得した男性従業員などによるパネルディスカッションを実施し、参加者が理解を深めるとともに、その実現に向けた取組の実践を促す内容のものとする。

また、参加者のスキルや知識はもとより、モチベーションを向上させるような魅力的な内容になるよう創意工夫を図ること。

③ パネリストは、男性の育児休業取得に積極的な取組を行っている者を選定した上で、県との協議により決定すること。

④ 講師、パネリストの手配及び連絡、調整は受託者で行うこと。

⑤ 司会を確保し、進行シナリオ等を作成の上、イベント全体の司会、進行を行うこと。

⑥ 実施時間は、できるだけ多くの方が参加しやすい設定とし、2時間程度を目安とするが、より実施効果を高められる場合にはこれに限らない。

⑦ 会場は、参加者数を考慮した相応しい場所を確保し、設営及び撤収等を行うこと。

⑧ イベントの内容について、Web配信も行い、オンラインでも参加できるよう効果的な啓発に努めること。

⑨ 参加者アンケートの実施

啓発イベント参加者の状況を把握できるアンケートを実施し、集計結果を報告すること。  
なお、アンケートの項目については、県との協議により決定するものとする。

⑩ 県が実施する「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て支援知事表彰」、「あきたの出会い・結婚応援企業表彰」の表彰式（実施時間30分程度）を啓発イベントのプログラムに入れ込むこと。なお、表彰式の運営は県が直接行うが、その詳細については、別途県との協議による。

#### 第4 付帯事項

##### 1 周知、参加者の募集等

- (1) 啓発イベントの開催については、チラシやウェブサイトなど各種媒体の活用により、男女問わず広く全県的に参加者を募集し、確保すること。特に、女性活躍推進法及び次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業主等に丁寧に周知するとともに、新聞、ラジオ、テレビ、その他の媒体により、情報発信されるようできる限り努めること。
- (2) 啓発イベントは原則として事前申込によるものとし、参加申込書の配付・受付、取りまとめ及び参加者への開催案内に関する事務を行うこと。なお、参加者が定員に満たないときは、当日の参加者を受け入れることができる。

##### 2 協議、報告等

- (1) 本業務の実施にあたっては、随時、実施状況を県に報告し、打合せや協議を行うものとする。
- (2) 委託業務完了後は、委託業務完了届及び実績報告書等を県に提出すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点から委託業務の内容の一部を臨機に中止又は変更することがある。この場合において、中止又は変更する内容は、県と協議のうえ決定するものとする。

##### 3 経費負担

本仕様書に特段の記載がない限り、委託業務の実施に係る一切の経費は、受託者が負担するものとする。

##### 4 成果品の利用

- (1) 県は、本業務委託の成果品を自ら使用するために必要な範囲内において随時利用できるものとする。
- (2) 受託者は、県の承諾なしに成果品を他に流用することができないものとする。

#### 第5 その他

この仕様書や企画提案書に定めのない事項及び委託業務の内容に疑義が生じたときは、県と協議し定めるものとする。